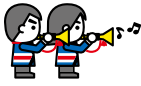


消防だより

令和3年3月号



予防技術検定にみごと合格！



昨年12月に実施された予防技術検定試験において久米島消防から吉永龍夫消防士長と儀間秀得消防士の2名が合格率50%の中、みごとに合格しました。消防機関には、建築物の大規模化・複雑化に伴い、高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する「予防技術資格者」を配置することとされています。予防技術検定試験に合格し、一定の業務経験を積むことで認定されます。これからも「予防のスペシャリスト」として火災予防の推進に努め、安全・安心につなげてまいります。



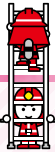
春季全国火災予防運動の実施について

目的：この運動は火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

【実施期間】 令和3年3月1日（月）～3月7日（日）

防火標語（2020年度全国統一防火標語）

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』



消防活動効果確認訓練実施



1月25日（月）、消防本部において消防活動効果確認訓練を実施しました。

これは南部地区6消防（局）本部相互の知識及び技術の普及向上並びに指導者の育成を図り、安全かつ確実な消火救助技術の確立を目的とし、大会を実施する予定でしたが県の緊急事態宣言により大会は中止となりました。

大会は中止となりましたがこれまで実施してきた訓練を生かすため、感染防止対策を徹底し、署内での訓練を実施しました。各小隊は設定された審査基準をこなし番さながらの訓練となり、今後の火災対応力強化につながるものと期待されます。



※住宅用火災警報器の交換の目安は**10年**です。定期的に作動の確認をしましょう。

※火入れを行う場合は、必ず消防本部まで連絡するようお願いします。

※火事・救急・救助は119番へお願いします。 ※違反對象物公表制度

あなたの所有・管理する建物で、用途変更(部分的な用途変更も含む)増改築、建物同士の接続などの工事を行う場合には、消防本部へ必ずご相談下さい。これらの変更や工事を行ったことにより、消防設備が必要になったが未設置だと消防法令違反により、公表の対象になることがあります。

新たに事業を始める方も同様ですので、消防本部へご相談ください。



1月
出動状況

・救 急 …………… 41件 (41件)
 ・火 災 …………… 0件 (0件)
 ・救 助 …………… 0件 (0件)

・風水害 …………… 0件 (0件)
 ・捜 索 …………… 0件 (0件)
 ・その他 …………… 3件 (3件)

()は、令和3年累計

合計…………… 44件 (44件)